

審判規程の一部改正

第 15 条 「立合い」は、主審の「掛声」によって立ち合わせるものとする。

2 手をつく位置は、「仕切線」の後方とする。

3 両手手~~を~~を瞬間的につく「立合い」は、認められない。

4 主審は、選手が「掛声」の前に立ち上がった等不適當な「立合い」が行われたと認めるときは、「待った」をかけ、「立合い」のやり直しを行う。

第 38 条 主審の動作は、次のとおりとする。

(1) 選手が土俵に上がり「塵浄水」（立礼の場合を含む。）を行うとき、主審は向正面徳俵の内側（以下「基本位置」という。）に位置する。

(2) 選手が土俵中央に進むと同時に、主審は、基本位置より 2 歩程度前に位置する。

(3) 両選手が「蹲居」して呼吸を調えるのを確かめ、「構えて」の掛声をかけ、両脚を 1 歩半引いて開脚する。~~続いて次に、「手をついて、待ったなし~~両手を同時に~~ついて~~と声をかけ、膝を軽く曲げるとともに両腕を手の平を内側に向けて軽く伸ばし、~~両選手が両手をついたことを確認してから「引きますよ」と声をかけ、かける。「立合い」を促しながら、続いて、「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。~~

(4) 「立合い」が不成立の場合は、再度前号に規定する動作を繰り返す。

(5) 相手よりも早く両手をついた選手に対しては「まだよ、まだよ」と「掛声」をかけて「立合い」を抑え、他方に対しては「手をついて、手をついて」と「掛声」をかけて両手をつくように指示し、選手双方が両手をついた後「ハッケヨイ」の「掛声」によって立ち合わせる。

(6) 両選手が立ち上がってからは、「のこった」又は「ハッケヨイ」の「掛声」をかける。この場合において「のこった」は技を掛けているときに用い、「ハッケヨイ」は両選手が動かないときに用いる。

(7) 勝負の決定と同時に「勝負あった」と発声し、上肢で東西いずれか、勝者方を指し示す。

(8) 「勝名乗り」を上げる場合は、基本位置に戻り、「礼」の号令によって両選手に「立礼」をさせた後、勝者に対して上肢を向け「東（西）の勝ち」と発声する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（参考）競技会規程

第 46 条 「立合い」は、選手双方が同時に両手を土俵に付き静止した後、主審の「ハッケヨイ」の「掛声」により立ち合う。

2 選手は、互いに相手と呼吸を合わせ、主審と三者一体の「立合い」ができるように努めなければならない。

3 選手は、故意に相手と動作・呼吸を合わせない「立合い」をしてはならない。